

# 令和 7 年度

## 第 8 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 11 月 5 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 05 分  
場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

~~議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について~~

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	中村 雅文		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	木村 泰三	○		出張所長	糸原 秀晴		○
(西城出張所)				主任	島田 竜矢	○	
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博		○	出張所長	今西 隆行	○	
主事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦		○

事務局長	<p>ただ今より、令和7年度第8回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日、22番青才委員、24番榮田委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>21番天根委員さん、23番小田委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは議案に移る前に、あらかじめ送付した議案に訂正がありますので、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案の訂正について以下の通り説明。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書について」 受付番号44について、現地確認の結果、申請土地1筆が取り下げとなつたため、取り下げした土地を削除。 受付番号45について、譲受人契約後予定耕作面積に誤りがあったため訂正。</li> <li>・議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」 議案当日までに意見聴取が市から無かつたため削除。</li> <li>・議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書について」 受付番号9について、地番に誤りがあったため訂正。</li> <li>・議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書について」 受付番号18について、農地種別に誤りがあったため訂正。</li> <li>・議案第5号「非農地証明申請書について」 受付番号31、32について、小字表記に誤りがあったため訂正。 受付番号33について、かい廃開始年月日に誤りがあったため訂正。</li> </ul>

議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号39から45の7件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
	(なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号39から45の7件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしとの声)
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号39から45の7件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号5から10の6件について事務局からの説明を求めます。
	(説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号5 位置等: 説明資料6, 7ページに記載 転用事由: 駐車場 資金計画: 全額自己資金 他法令: 該当なし 周辺影響: 影響ないと確認 除外手続: 除外見込 その他: 地域計画は事前の変更済み

事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 6</p> <p>位 置 等：説明資料 8, 9 ページに記載</p> <p>転用事由： 農機具保管庫</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p> <p>そ の 他： 既存の倉庫設置あり。顛末書の提出確認済み。</p> <p>受付番号 7</p> <p>位 置 等：説明資料 8, 10 ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p> <p>そ の 他： なし</p> <p>受付番号 8</p> <p>位 置 等：説明資料 8, 11 ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p> <p>そ の 他： なし</p> <p>受付番号 9</p> <p>位 置 等：説明資料 8, 12 ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p> <p>そ の 他： なし</p>
-----------------	---

事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 10</p> <p>位 置 等：説明資料 13, 14 ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p> <p>そ の 他：なし</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
9番森兼委員	受付番号 6 について、すでに設置されてしまっている倉庫も 4 条申請するということで間違いないですか。
事務局員 (東城出張所)	ご推察の通りです。既存の倉庫と今後設置予定の農業用施設を併せて申請していただいております。
9番森兼委員	受付番号 8 から 10 について、墓地設置において土地の所在が「○○番の一部」という形で申請されておりますが、本来であれば分筆を行う必要があるのでは無いでしょうか。
事務局員 (本庁)	申請において、墓地のような農地の一部を使用する目的の際は、分筆をしていただくことが原則です。事務局でも極力、申請者に申請前に分筆をしていただくよう指導しておりますが、「○○番の一部」の記載で申請する方もいらっしゃいます。「○○番の一部」では、許可をしても法務局では登記できないということになりますが、農地法の許可基準において、一部の転用という形の申請を拒否する規定が無いため、許可せざるを得ないという状態であります。
議長	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>

議長	<p>それでは採決に移ります。</p> <p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」受付番号5から10の5件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」受付番号5から10の5件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、許可することと決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号18から23の6件について事務局からの説明を求めます。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号18</p> <p>位置等： 説明資料4, 5ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他法令： 該当なし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外済み</p> <p>その他： 事後申請のため追認許可であり顛末書の提出も確認済み</p> <p>受付番号19</p> <p>位置等： 説明資料6, 16ページに記載</p> <p>転用事由： 進入路、駐車場</p> <p>資金計画： なし（事後申請のため）</p> <p>他法令： 農地法施行規則第33条第4項に該当</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p> <p>その他： 地域計画変更済み</p> <p>事後申請のため追認許可であり顛末書の提出も確認済み</p>

事務局員 (東城出張所)	受付番号 20 位置 等： 説明資料 8, 17 ページに記載 転用事由： 一般住宅、庭、家庭菜園 資金計画： 全額借入資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 その 他： なし
事務局員 (東城出張所)	受付番号 21 位置 等： 説明資料 8, 18 ページに記載 転用事由： 資材置場 資金計画： 事業費発生なし 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 その 他： なし
事務局員 (口和出張所)	受付番号 22 位置 等： 説明資料 13, 19 ページに記載 転用事由： 地質調査による一時転用 資金計画： 事業費発生なし 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 その 他： なし
	受付番号 23 位置 等： 説明資料 13, 20 ページに記載 転用事由： 駐車場 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外見込 その 他： なし

議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
21番天根委員	受付番号19について、申請地と一体化した用悪水路地が記載されていますが、この土地については問題ないのでしょうか。
事務局員 (本庁)	用悪水路地は庄原市土地改良区の土地であり、土地改良区と協議したところ、異議の無い旨の意見書を提出していただいております。
議長	ありがとうございました。ほかにございませんか。  (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号18から23の6件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。  (異議なしとの声)
議長	それでは議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号18から23の6件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号29から33の5件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (西城出張所)	受付番号29 位置等：説明資料21, 22ページに記載 潰廃事由：①昭和50年頃、亡くなった父の代に住宅を増築して宅地となっている。 ②担い手が平成15年ごろからおらず管理ができなくなり雑種地となっている。 以上のことから、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：①申請地は、住宅が建設されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 ②申請地は草木が生い茂り雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 30</p> <p>位置等：説明資料 8, 24 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 24 年度に実施された地籍調査で現地確認不能とされ、現在市道の一部になつておらず、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、市道の一部となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>受付番号 31</p> <p>位置等：説明資料 25, 26 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 28 年頃に自宅が火災焼失し、祖父が申請地に住宅を建設した。平成 9 年に火災でその住宅も焼失し、翌 10 年に父が同所に再び住宅を建設して現在に至つておらず、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、住宅となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
	<p>受付番号 32</p> <p>位置等：説明資料 25, 27 ページに記載</p> <p>潰廃事由：父の代に、水害や害獣被害により耕作ができておらず、平成 23 年に申請者が贈与取得したが、管理できておらず、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は、原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>受付番号 33</p> <p>位置等：説明資料 28, 29 ページに記載</p> <p>潰廃事由：土地が不便な場所にあり工作ができず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。</p>
8 番寺西委員	<p>受付番号 29 について、周辺が別の農地で囲まれていますが、周辺の農地に影響は無いのでしょうか。</p>

事務局員 (西城出張所)	申請地については、申請者の親戚が近くに住んでいるため土地の管理をするということですが、農地としては管理ができないため申請されました。今後の管理については周囲に気を配って行うことです。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。議議案第6号「非農地証明申請について」受付番号29から33の5件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	それでは、議議案第6号「非農地証明申請について」受付番号29から33の5件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	<p>以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(その他事項について資料にて説明)</p> <p>○会長報告</p> <p>○報告事項</p> <p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庄原市農業施策に対する意見書について</li> <li>・女性農業者と農業委員の意見交換会について</li> </ul> <p>○今後の主な日程</p> <p>の報告を行った。</p>

議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。  (なしとの声)  以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第8回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時05分)
----	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和7年11月5日

議長

(道下 和子) \_\_\_\_\_

21番委員

(天根 公昭) \_\_\_\_\_

23番委員

(小田 徳生) \_\_\_\_\_